

豊橋市大型運転免許等取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市大型運転免許等取得支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、市内の旅客・物流産業を担う自動車運送事業者が、ドライバーを育成するために行う従業員の運転免許の取得について、係る経費の一部を補助することにより、有資格者の確保を通じて正社員化を促進し、市内事業所における雇用の安定化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小事業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体をいう。
- (2) 「旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条に規定する者をいう。
- (3) 「貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する者をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たし、かつ、従業員の運転免許取得に係る経費を負担した中小事業者等とする。ただし、市長が適当でないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内に事業所を有する旅客自動車運送事業者又は貨物自動車運送事業者であること。
- (2) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉦産税）を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっているもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又

は暴力団員と密接な関係を有するもの

(補助対象の要件)

第5条 補助対象経費の要件は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 運転免許の取得が新規雇用もしくは継続雇用の条件であること。ただし、雇用形態は問わない。
- (2) 補助対象者が従業員に対して負担した経費とする。
- (3) 補助対象者が雇用する従業員は、自動車教習所に入校する日から補助金の交付申請をするまでの間のいずれかにおいて、市内の事業所に勤務していた者に限る。

(補助対象経費)

第6条 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項及び第4項に規定する次の各号に掲げる運転免許の取得に要する経費とする。ただし、旅客自動車運送事業者に限っては、大型一種免許を対象としない。

- (1) 大型一種免許
- (2) 普通二種免許
- (3) けん引免許
- (4) 大型二種免許

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

(補助金の額)

第7条 この補助金の額は、従業員1人につき、補助対象経費の2分の1の額（国、地方公共団体その他公共的団体から別に助成措置を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置の額を控除した額の2分の1の額）とする。ただし、前条に掲げる各運転免許につき1人あたり上限10万円かつ、各年度間において一事業者あたり延べ10人を限度とし、予算の定める範囲内で交付するものとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第8条 規則第4条第1項の規定による交付の申請は、補助金交付申請書（様式第1）によるものとし、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、従業員の運転免許取得から1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 企業概要書（様式第2）
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書

- (3) 従業者数を証明する書類の写し
- (4) 実績報告書（様式第3）
- (5) 運転免許証の写し
- (6) 自動車教習所への支払いが証明できる書類の写し
- (7) 従業員等を経由して支払う場合には、その経費を負担したことが証明できる書類の写し

（交付の決定及び額の確定）

第9条 規則第5条第2項の規定による交付決定通知及び規則第11条の規定による交付額確定通知は、補助金交付決定・確定通知書（様式第4）によるものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に取得した運転免許について適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、改正前の各要綱の規定により作成されている様式は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。